

令和 7 年

第 1 回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和 7 年 2 月 7 日
国保会館 5 階大会議室

令和7年第1回北海道後期高齢者医療広域連合定例会会議録

令和7年2月7日（金曜日） 午後2時00分開会

出席議員（26名）

1 渡 辺 英 次	4 桜 井 恒
5 大 西 三奈子	6 西 川 剛
7 大 西 智	8 木 村 健 一
9 厚 谷 司	11 奥 山 盛
12 喜 井 知 己	13 上 村 賢
14 飯 島 弘 之	15 佐 藤 昭 男
16 高 谷 茂	17 曾 根 興 三
19 大 野 克 之	20 佐々木 修 一
21 丸 山 勝 正	22 白 戸 昭 司
23 熊 木 恵 子	24 松 井 廣 道
25 北 猛 俊	27 堀 雅 志
28 石 塚 隆	29 杉 野 智 美
31 藤 井 信 幸	32 京 谷 作右衛門

欠席議員（4名）

2 大 泉 潤	18 横 田 隆 一
26 上 野 正 三	30 浜 野 幸 子

説明のため出席した者

広域連合長	原 田 裕
代表監査委員	中 村 秀 春
広域連合事務局長	富 樫 晋
広域連合事務局次長	南 保 宏 樹
広域連合事務局次長	谷 口 雅 之
広域連合事務局総務班長	佐々木 亮 太
広域連合事務局総務班	
企画財政担当班長	佐々木 耕 太
広域連合事務局総務班	
情報管理担当班長	坂 上 大 介
広域連合事務局業務班長	中 野 勇 気
広域連合事務局業務班	
医療給付担当班長	津 島 卓 治

広域連合事務局業務班
保健企画担当班長
広域連合会計管理者

本 間 千 晶
本 郷 泰 規

職務のため議場に参加した事務局職員

議会事務局長	南 保 宏 樹
議会事務局次長	佐々木 亮 太
議会事務局書記	石 黒 裕 也
議会事務局書記	大 澤 諒 馬

議事日程（第1号）

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| | 報告第1号 例月現金出納検査結果報告 |
| 日程第4 | 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例案 |
| 日程第5 | 議案第2号 令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第6 | 議案第3号 令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第4号 北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第8 | 議案第5号 令和7年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 日程第9 | 議案第6号 令和7年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算 |
| 日程第10 | 議案第7号 北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第11 | 議会運営委員会所管事務調査について |

会議に付した事件

議事日程のとおり

令和7年第1回北海道後期高齢者医療広域連合定例会会議録

令和7年2月7日（金曜日）

◎開会前

○議会事務局長（南保宏樹） 間もなく定例会が始まりますので、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますようお願い申し上げます。

また、傍聴人より撮影の申出及び録音の申出がありましたので、議長が許可しております。

以上でございます。

午後2時00分開会

◎開会宣告・開議宣告

○議長（飯島弘之） これより、令和7年第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は26名で、定足数に達しております。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（飯島弘之） では、まず日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、桜井恒議員、上村賢議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（飯島弘之） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期を本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯島弘之） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（飯島弘之） 次に、日程第3 諸般の報告を議会事務局長からいたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（南保宏樹） 御報告申し上げます。

地方自治法第 292 条の規定において準用する同法第 121 条の規定によります説明員は、印刷物に記載のとおりでございます。

また、議会に提出されました案件の数につきましても、印刷物に記載のとおりでございます。

さらに、監査委員から報告のありました報告第 1 号例月現金出納検査結果報告の令和 6 年 9 月から 11 月分までを配付いたしております。

なお、本日の会議に大泉潤議員、横田隆一議員、上野正三議員、浜野幸子議員から欠席する旨の通告がありました。

以上でございます。

◎日程第 4 議案第 1 号

○議長（飯島弘之） 次に、日程第 4 議案第 1 号刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富樫事務局長。

○事務局長（富樫 晋） ただいま上程をされました議案第 1 号刑法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理に関する条例案につきまして御説明いたします。

改正の内容でございますが、「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の制定に伴いまして、懲役を廃止し、これに代えて拘禁刑へ改正する必要があることから、文言の改正を行い、あわせて所要の規定整備についても行うものであります。

以上で、ただいま上程されました議案についての御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（飯島弘之） 質疑、討論の通告はありませんので、これより議案第 1 号を採決いたします。

議案第 1 号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯島弘之） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 5～第 6 議案第 2 号～第 3 号

○議長（飯島弘之） 次に、日程第 5 議案第 2 号令和 6 年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）及び日程第 6 議案第 3 号令和 6 年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第 2 号）、以上の 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富樫事務局長。

○事務局長（富樫 晋） ただいま一括上程をされました議案2件につきまして御説明いたします。

まず最初に、議案第2号令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

この補正予算案は、債務負担行為についてでございます。

令和7年度当初から業務を行うために令和6年度中に契約する必要がある事項について、債務負担行為を設定するものであります。

続きまして、議案第3号令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第2号）につきまして御説明いたします。

この補正予算案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,891万4,000円を追加するとともに、債務負担行為を設定するものであります。

まず、歳入でございます。2款国庫支出金2項国庫補助金につきましては、歳出の市町村支出金の増に伴いまして、その財源であります調整交付金を1億2,891万4,000円増額するものでございます。

次に、歳出でございます。3款諸支出金1項市町村支出金は、市町村の「マイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進等に係る経費」などとして1億2,891万4,000円を計上するものであります。

次に、債務負担行為でございます。令和7年度当初から業務を行うために令和6年度中に契約する必要がある事項について、債務負担行為を設定するものであります。

以上で、ただいま上程されました議案2件についての御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（飯島弘之） 質疑の通告はありませんので、これより議案第3号に対する討論を行います。

通告がありますので、発言を許します。

熊木恵子議員。

○熊木恵子議員 南幌町議会議員の熊木恵子です。

私は、議案第6号令和7年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療予算について、通告に従い、一括で質疑を行います。

○議長（飯島弘之） 熊木恵子議員に申し上げます。「議案第6号」という今お話でございましたが、「議案第3号」に対する討論ということでよろしいでしょうか。今、「議案第6号」とおっしゃっていましたが。

○熊木恵子議員 すみません、「3号」で。

○議長（飯島弘之） はい、「3号」でよろしく申し上げます。

○熊木恵子議員 申し訳ありません。失礼いたしました。「第3号」です。

通告に従い、一括で質疑を行います。

1 番目に……

○議長（飯島弘之） 熊木議員に申し上げます。討論の場面でございますけれども。

○熊木恵子議員 何度も申し訳ありません。

ただいま上程されました議案第3号令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合医療会計補正予算（第2号）について、反対の討論を行います。

補正予算には、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知等のためとして、歳入に国庫支出金として1億2,891万4,000円、歳出には一体化の推進等に係る経費として市町村支出金として1億2,314万6,000円が盛り込まれています。令和7年度の債務負担行為として、マイナンバーカードと保険証一体化に関するコールセンター設置業務委託として457万7,000円も計上されています。

マイナ保険証の利用率の低迷、解除件数の急増などは、国によるマイナンバーカードに対する国民の懸念を示すものであり、マイナンバーカードの押しつけを含む予算には反対いたします。

○議長（飯島弘之） 以上で、討論を終わります。

これより、採決に入ります。

採決は、分割により行います。

まず、議案第2号令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯島弘之） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号令和6年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第2号）について採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（飯島弘之） 起立多数です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7～第9 議案第4号～第6号

○議長（飯島弘之） 次に、日程第7 議案第4号北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案並びに日程第8 議案第5号令和7年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算及び日程第9 議案第6号令和7年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算、以上の3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富樫事務局長。

○事務局長（富樫 晋） ただいま一括上程をされました議案3件につきまして御説明いたします。

まず最初に、議案第4号北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

改正の内容でございます。高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴いまして、所得の少ない者に係る保険料の減額について、所要の規定整備を行うものでございます。

被保険者均等割額を減額する基準のうち、5割を減額する基準について、世帯の被保険者数に乗ずる金額を現行の「29万5,000円」から「30万5,000円」に引き上げ、2割を減額する基準について、被保険者数に乗ずる金額を「54万5,000円」から「56万円」に引き上げる政令改正が行われましたことから、当広域連合の条例についても併せて変更するものでございます。

続きまして、議案第5号令和7年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算及び議案第6号令和7年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算について御説明いたします。

それでは、別添の説明資料「令和7年度北海道後期高齢者医療広域連合予算の概要」という冊子がございますので、こちらに基づきまして御説明差し上げたいと思います。

予算の概要の1ページを御覧ください。

まず、一般会計予算につきましては、歳入歳出の予算総額は30億6,837万8,000円で、令和6年度と比較いたしますと4億8,448万9,000円の増となっており、人件費、委託料及び郵便料金改定による通信運搬費が増加となったことが主な要因でございます。

次に、後期高齢者医療会計予算につきまして、歳入歳出の予算総額は9,983億950万6,000円で、令和6年度と比較いたしますと279億6,283万8,000円の増となっており、被保険者の増加などに伴う療養給付費等の増が主な要因でございます。

2ページを御覧ください。

一般会計歳入の主な増減理由について御説明いたします。

まず、1款分担金及び負担金30億4,867万9,000円は、市町村事務費負担金でありまして、令和6年度と比較しますと6億8,202万6,000円の増となっております。

4款繰入金1項基金繰入金884万4,000円は、財政調整基金から繰り入れるものでありまして、令和6年度と比較しますと2億142万5,000円の減となっております。

続きまして、一般会計歳出の主な増減理由について御説明いたします。

まず、2款総務費1項総務管理費でございます。派遣職員人件費等負担金にて1億4,042万2,000円を計上しており、令和6年度と比較しますと1,201万円の増となっております。

また、財政調整基金積立金について1億6,100万7,000円を計上しており、次回機器更改に向けた費用1億6,000万円と運用利子100万7,000円を積立てするものでございます。

4款諸支出金1項他会計繰出金については、後期高齢者医療会計に事務費相当分を繰り出すもので、26億7,917万5,000円を計上しております。令和6年度と比較いたしますと3億807万1,000円の増となっております。

3ページを御覧ください。

後期高齢者医療会計歳入の主な増減理由について御説明いたします。

1款市町村支出金1項市町村負担金のうち、保険料等負担金948億613万2,000円は、令和6年度と比較しますと、被保険者数の増加などにより32億26万円の増となっております。

続きまして、保険給付費関連でございますが、1款市町村支出金1項市町村負担金のうち、市町村の法定負担分である療養給付費負担金794億802万9,000円、2款国庫支出金1項国庫負担金は、国の法定負担分である療養給付費負担金として2,382億2,408万5,000円、高額医療費負担金として63億1,804万4,000円、2項国庫補助金は、広域連合間の財政調整を行う療養給付費等に関する調整交付金といたしまして893億2,860万8,000円、3款道支出金1項道負担金は、北海道の法定負担分である療養給付費負担金として794億802万9,000円、高額医療費負担金として63億1,804万4,000円、4款支払基金交付金は、他の医療保険者からの支援金である後期高齢者交付金として3,841億3,630万6,000円、これら合わせて8,831億4,114万5,000円を計上しております。

次に、4ページを御覧ください。

7款繰入金1項一般会計繰入金26億7,917万5,000円は、令和6年度と比較いたしますと3億807万1,000円増加しておりますが、電算システム費及び人件費、委託料、郵便料金等の増加によるものでございます。

2項基金繰入金は、財源の年度間調整のため運営安定化基金から繰入れするものであり、128億6,055万5,000円を計上しております。

9款諸収入1項預金利子1億1,070万5,000円は、歳計現金の運用利子でありまして、近年の金利上昇に伴い、令和6年度と比較して1億816万9,000円の増加を見込んでおります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

1款後期高齢者医療費の1項総務管理費ですが、一般管理費として10億5,819万6,000円を計上しており、人件費や委託料、郵便料金などの経費の増加のため、令和6年度と比べ1億4,400万5,000円の増となっております。さらに、電算処理システム費として17億3,383万9,000円を計上しており、主にクラウド運用経費の増によって、令和6年度と比べますと4億2,163万2,000円の増となっております。

2項保険給付費の療養給付費等合計9,854億3,968万8,000円につきましては、被保険者数の増加による療養給付費の増加によりまして、令和6年度と比べ392億8,840万7,000円の増となっております。

続きまして、主な事業について御説明いたします。

5ページを御覧ください。

「医療費の適正化の推進」として、「医療費通知事業」1億7,714万2,000円、「債権管理等推進事業」1,004万円、「後発医薬品利用差額通知事業」750万3,000円などを計上しております。

「高齢者保健事業の充実」といたしまして、「保健・介護一体的実施推進事業」22億4,225万円、「後期高齢者健康診査事業」14億288万2,000円、「後期高齢者歯科健康診査事業」1億8,354万4,000円、「市町村長寿・健康増進事業等補助事業」4億2,037万1,000円などを計上してございます。

なお、最後に、債務負担行為の設定につきましては、両会計とも予算書末尾の「第2表債務負担行為」に記載しておりますので御確認ください。

以上で、ただいま上程されました議案3件についての御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（飯島弘之） これより、議案第4号並びに議案第5号及び議案第6号の3件に対する一括質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑につきましては、会議規則第56条により同一議題について3回までとなっております。

また、議会運営委員会の確認により、発言時間は、議員1人につき、全議題を通して、答弁を含め40分以内となっておりますので、質疑、答弁ともに簡潔に願います。

杉野智美議員。

○杉野智美議員 帯広市議会の杉野智美です。

ただいま上程されました議案第4号、第5号、第6号について、一括で質疑を行いたいと思います。

「買物に行くたびに、あらゆるものが値上がりをしている。どうやって暮らせばいいんだろう」。北海道の後期高齢者の皆さんの暮らしの厳しさを訴える声、多くの方から寄せられております。

後期高齢者の暮らしを支えているのは年金です。この年金は、3年連続でマクロ経済スライドが発動され、物価上昇率2.7%増より0.8%も低い1.9%増と、実質マイナスです。

北海道の消費者物価指数において食料品や光熱費など日常生活に欠かすことができない要素で上昇が続いていますが、特に冬場の私たちの生活に欠くことができない灯油、政府による灯油価格上昇を抑える補助金が削減されたため4.5%の増、過去最高だった2008年と並ぶ価格高騰が続いています。さらに、東京データバンクの調査では、2025年4月までに食品分野を中心に6,000品目の値上げが予定をされており、今後、暮らしを守る対策は一刻の猶予もありません。

高齢者は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障される。これは、老人福祉法に明記された、高齢者の尊厳を守るための文言です。高齢者が必要な医療にかけ健康を保持すること、これは誰もが安心できる社会の基盤だと言えるのではないでしょうか。

保険料について伺います。

後期高齢者の保険料は、原則2年ごとに改定されます。2024年度、2025年度は均等割5万2,953円、所得割11.79%で、1人当たりの平均保険料は9万9,910円、軽減後でも7万6,838円と、全国でも高い水準となり、生活を圧迫しています。後期高齢者医療制度ができた2008年と比較してみますと、国民年金の満額は103%しか上昇していない一方で、24年、25年度の保険料は120%へと上昇していますから、収入に対して保険料の負担が大きく増していることになります。

保険料の年間総額の上限は2年続けて増額となり、2025年からは73万円から80万円に引き上げられることになります。対象となる人数は何人でしょう。加入者の何%に当たるのかをお聞きます。

財政安定化基金について伺います。

昨年11月に行われました広域連合議会で、私は財政安定化基金についての連合の考えを伺いましたが、広域連合は「一定の計算式で積み立てられた上限額が決められている。その上限額まで積み立て、それを抑制財源にしてほしいという思いは従来から強く持っている」、このように御答弁をされました。保険料を抑制したいという思いを述べられたとお聞きをいたしました。

北海道との協議内容を具体的にお伺いをいたします。

また、25年度財政安定化基金の予算の考え方について、お聞きをいたします。

高額療養費制度、外来特例の見直しについて伺います。

政府は、25年度予算案に高額療養費制度や外来特例の見直しを盛り込みました。高額療養費の自己負担限度額は年齢や所得で異なりますが、22年10月に窓口負担が2割になった70歳以上の年収260万円から370万円の方は、現行の5万7,600円から段階的に引き上げ、最終的には7万9,200円と約4割の値上げに、そして年収200万円から260万円の方は、最終的に6万9,900円へと約2割の大幅な値上がりとなります。

さらに、外来特例の見直しによって、年収200万円から370万円の方は現在の月1万8,000円から2万8,000円に、住民税非課税世帯は月額8,000円が1万3,000円へと6割以上の大変な重い引上げです。

厳しい暮らしの中で医療費の窓口負担の大幅な負担増となれば、誰もが医療を受ける権利、受療権を脅かしかねないのではないのでしょうか。見解をお聞きます。

昨年11月に開かれた厚労省の諮問機関であります医療保険部会に提出された「医療保険制度改革について」では、後期高齢者のうち4割が毎月受診をする、住民税非課税世帯においては3人に1人が外来特例に該当、また、月額上限1万8,000円の対象者のうち窓口負担2割になった人では、年1回でも外来特例に該当するのが27.8%と、このように記されました。北海道で対象となる人数は何人でしょうか、お聞きをします。

北海道の高額療養費の件数は、23年度、291万557件となっています。この制度の利用人数をお聞きます。

また、引上げの影響を受ける人数は何人になるのでしょうか、お聞きをいたします。

次に、一部負担金減免制度についてお聞きをいたします。

災害や失業などの特別な事由により、一時的に医療費一部負担金の窓口払いの支払いが困難となった場合に、医療機関や薬局の窓口で支払う一部負担金の減免等を受けられるの

が一部負担金減免制度、お金の心配なく必要な医療を受けるようにするという憲法第 25 条に基づく制度です。北海道後期高齢者医療における基準、そして、その基準ごとの実績をお伺いし、1 問目の質疑といたします。

○議長（飯島弘之） 答弁を求めます。
富樫事務局長。

○事務局長（富樫 晋） ただいまの質問、大きく 3 点かと思います。1 つ目には保険料について、それから次に高額療養費制度の外来特例の見直しについて、3 つ目に一部負担金減免制度についての御質問、順にお答えいたしたいと思います。

まず、保険料の関係で、賦課限度額が令和 7 年度から 80 万円に引き上げられたけれども、その影響、人数、加入者の何%かという御質問でございしますが、令和 6 年度保険料で現在の賦課限度額 73 万円の方が影響を受けるということになりますので、人数で申し上げますと、被保険者数、令和 6 年度で約 92 万人のうち約 8,000 人、全体に占める割合は 1 % 弱となっております。

次に、保険料についての 2 つ目、北海道の財政安定化基金に関する北海道との協議の状況、それから、この財政安定化基金の積算根拠についてでございますが、まず北海道との協議につきましては、令和 6・7 年度保険料率改定に当たりまして、北海道の財政安定化基金に関して道と協議を行い、最大限活用可能な 22 億円を保険料率抑制財源として活用することといたしました。これは、国が示す標準拠出率 10 万分の 41 を最大限に活用した金額となっております。

それで、令和 7 年度における積算根拠についてでございますが、後期高齢者医療制度、これは 2 年間で財政の均衡を図るよう、保険料率の設定を行っているところでございますので、北海道の財政安定化基金につきましても、2 年分 22 億円を令和 6・7 年度、それで入れるということですので、それぞれ約 11 億円を、半分の 11 億円を予算計上しているものでございます。

続きまして、大きな 2 つ目、高額療養費制度、外来特例の見直しについてでございますが、国が今回、令和 7 年度の予算の中でこれらの見直しを盛り込んでいるわけですが、この高額療養費自己負担限度額の見直しというものにつきましては、令和 5 年 12 月の閣議決定、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋」、いわゆる改革工程におきまして見直しを検討することとなりました。それを踏まえまして、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会における議論を踏まえたものと認識してございます。

高齢化の進展、それから医療の高度化、さらには高額薬剤の開発・普及などによりまして高額療養費の総額というものが年々増加している中で、セーフティーネットとしての高額療養費の役割を維持しつつ、健康な方を含めた全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図るための見直しであるというふうに考えております。

それから、次に外来特例の北海道の状況についてでございます。

北海道における外来特例、外来特例というのは 70 歳以上の被保険者の方の外来に月額上限額を設けるというものでございますが、これに該当している方の割合でございしますが、まだ令和 6 年度の途中ですので令和 5 年度の数字で申し上げますと、令和 5 年度において、

住民税非課税世帯の被保険者のうち、年1回以上、外来特例に該当した方の割合を算出したところ、北海道におきましては35.6%となっております。

それから、外来特例に限らず高額療養費制度の道内の利用状況でございますが、これも令和5年度の数字でございますが、高額療養費制度を年1回以上利用した方の割合を算出いたしますと、48.9%というふうになってございます。

次に、大きな3つ目、一部負担金減免の関係でございますが、まず、この一部負担金減免というものは、世帯主が災害により住宅等の財産に著しい損害を受けたときとか、事業の休廃止、失業等により著しく収入が減少したときなどにおいて、その損害の程度や世帯の収入、預貯金の状況などによりまして一時的・臨時的に一部負担金の支払いが困難であると認められる場合に、被保険者からの申請により行っているものでございます。

令和5年度は、一部負担金減免を認定した事由といたしましては、まず災害によるものが4件、東日本大震災によるものが19件、その他の理由によるものが5件の合計28件を認定しているところでございます。

令和6年度、今年度は、まだ途中でございますが、令和7年2月1日現在で、災害によるものが10件、それから東日本大震災によるものが3件、その他の理由によるものが1件の計14件を認定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（飯島弘之） 杉野議員。

○杉野智美議員 それでは、再質問を行います。

保険料について、高齢者の厳しい生活の実態も御紹介をいたしましたが、73万円から80万円に引き上がる対象者を92万人のうち約1%なのだと、1%弱というふうに御答弁がございました。実際には8,000人ということでございました。大変、8,000人という比率は1%ではありますが、非常に多くの方たちが上限引上げになるということ、それから物価が本当に大きく引き上がっている中で、保険料というのが高齢者の暮らしに本当に大きな負担になっている中での実施ということになりますので、この実施は非常に厳しいものだと思います。さらなる負担増となる保険料の引上げは中止するように、国にもしっかりと求めるべきではないかと考えています。

議案第4号では、保険料の2割軽減、5割軽減の対象が拡大される提案がございました。軽減の対象拡大につながるものであり、重要な提案であると思います。このような取組も含めて保険料の抑制のために何ができるかということで、財政安定化基金について、その基金の在り方について繰り返して質疑をしているところです。

今回、その考え方というのが御説明、御答弁がございました。北海道との協議、この中で国が示している保険料率といいますか、計算式、これが示されたわけですが、10万分の41という、こういう拠出金の計算式、これが、すみません、その分母というか、基が何なのかというのをちょっと確認しておきたいと思っています。

それにしましても、今回、22億円、11億円ずつということで、道との積立金は今その上限を積み立てるということに達しているということでございますから、これも引き続き、国にもその基金の上積みなども求めていかなくてはいけないのではないかと思います。

す。

それから、高額療養費制度、これの外来特例の見直しが行われることについての見解や、これからどういうところに影響があるかということでお聞きをしたわけでございます。外来特例が非常に大きな影響を受けるというふうに感じました。住民税非課税世帯で年1回以上、外来特例に該当している方が35.6%に上っているということです。住民税非課税の方たちにとっても、この外来特例の見直しというのは非常に大きな影響がある、高額療養費制度は非常に重要な制度です。

国が推し進めている後期高齢者の負担上限引上げをめぐることは、今、がん患者の団体の皆さんなどから不安の声が大きく上がっているわけです。社会保障費の抑制策として3年をかけて引き上げることを閣議決定した、これが今御答弁にあった閣議決定であるわけですが、これによって年間約1,600億円の公費を削減できると、こういうふうに示されているそうです。しかし、その決定について、がん患者など長期にわたって高額療養費を利用する人への聞き取りや検討、こうしたものは全く行われていない、改革の決定がこうした中で行われてきたことも浮き彫りになっております。

11月に行われました医療保険部会から、状況の悪化を招かないようにとの意見も付されていると認識をしているのですが、全世代に社会保障の削減を押しつけることが全世代型社会保障改革であるならば、即刻この制度は中止を求めるべきではないかと考えるものです。見解をお伺いしたいと思います。

一部負担金減免制度についても、お聞きをしました。帯広市では、市のホームページに具体的にこの一部負担金減免の対象者、所得の激減、それから主に生計を維持している方が死亡した場合、また、長期の入院、こういう場合なども含めて具体的な事例を明記しております。このことは、北海道の後期高齢者医療広域連合の一部負担減免制度の要綱と同一のものであると思っています。そういうふうにと考えますと、北海道には179市町村あるわけですが、今お伺いをした実績、平均で言うと大体20世帯前後といえますか、20人前後がこの対象となってきたわけですが、東日本大震災の国による制度で一部負担減免ということが、引き続き継続されているというふうにもお伺いをしているわけです。そう考えますと、災害やその他収入減などの対象の方たちが、あまりにも少ないのではないかなという感想です。これの改善を求めたいと思います。

まず、広報の不十分さ、具体的なこの一部負担金減免の対象者をホームページや、それから後期高齢者の対象者には毎年様々な案内も送られているわけですから、この中にきちんと明記をすること、こうしたことを求めたいと思いますが、見解を伺います。

以上です。

○議長（飯島弘之） 答弁を求めます。

富樫事務局長。

○事務局長（富樫 晋） ただいまの再質問に御答弁申し上げます。

大きく3つ、保険料の関係、それから高額療養費の見直しの関係、それから一部負担金で、それぞれ1つずつ御質問があったかと思いますが、まず保険料の関係で財政安定化基金の拠出金10万分の41の分母は何かということですが、分母は療養給付

費の総額でございます。

それから、その次に高額療養費の制度の見直しについて中止を求めるべきではないかということでございますが、高額療養費の自己負担限度額の見直しは、先ほども申し上げましたとおり、セーフティーネットとしての高額療養費の役割を維持しつつ、全ての世代の被保険者の保険料負担の軽減を図るためのものであるというふうに考えておりまして、この見直し案におきましては、各所得区分が細分化されることによりまして、負担能力に応じた制度設計がなされているものであると認識しております。ただ、議員も御指摘のとおり、現在、令和7年度予算の国会の審議におきまして様々な議論がされているところでもありますので、しっかりこういった議論などを引き続き注視してまいりたいというふうに考えております。

それから、その次、最後に一部負担金減免制度の関係で広報の強化や市町村の連携についてでございますが、広域連合では全ての被保険者に対して資格確認書や資格情報のお知らせを送付する際に制度周知のリーフレットを同封しているところでございますが、そのリーフレットや、さらにはホームページなどに一部負担金減免の制度内容を掲載することにより、現在、周知を行っているところでありますし、被保険者の方から市町村窓口で相談があった場合におきましても、市町村と広域連合で連携して、一部負担金だけではなく、ほかの制度の活用可否も含めて丁寧に対応しているところでございます。

現在の制度周知チラシに具体的な事例など、もっと情報量を多くしてはどうかというような御質問がありましたけれども、非常に現在の紙面というのがお知らせする情報量がものすごく多いことから、一部負担金の減免の具体的な事例まで書く書き込みますと、非常に字が小さくなってしまって情報が混乱するようなどころもありますので、一部負担金の支払いが困難な場合にはまず相談に来てくださいという一番大事なところだけは、しっかり述べるようにしているところでございますが、今後も被保険者の方々が適切に制度を利用できるように、広報の充実、あるいは市町村との連携強化というものに努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（飯島弘之） 杉野議員。

○杉野智美議員 最後の質問なのですが、道との協議の下に財政安定化基金が積みされている状況だということで、今回の質疑の中で、それが今の国が示す満額の計算式ということで、療養給付費の総額を分母として、そして計算式の下に積み上げている。前回お答えになられましたように、やっぱり保険料を抑制するという観点から、非常に使えるものはしっかり使っていくという、姿勢としては評価できるのではないかというふうに思っています。引き続き努力を続けていただきたいというふうに思っています。

それから、高額療養費の引上げへの考え方、お伺いをしました。これが全世代のセーフティーネットとしての役割を果たしていくのだということで御答弁があったわけですが、しかし本当に高額療養費を必要としている方たちにとって、この引上げというのは命に関わるような重要な問題だということが、今、改めて国会でも検討されているわけです。私は、やはり北海道の後期高齢者の現状、ここをしっかりとつかむのが私たちの役割だと思っ

ていますので、事務局としても、ぜひそのような事例なども含めた実態をしっかりとつかむということに力を尽くしていただけたらというふうに思います。求めておきたいと思います。

それから、最後に一部負担金減免制度ですが、全部盛り込んだら字が小さくなるのだということなのですけれども、実は帯広市の担当課にも聞き取りをしてきたのですけれども、後期高齢者の方はほとんどが特別徴収と保険料はなっていますので、多くの方は御相談になかなか来る機会というのが少ないのだと。それで、実際にこの制度をしっかりと知らしめるということは、なかなか難しいことだということで、帯広市ホームページに情報を載せているのですが、それでも年間を通して2人とか、そういう状況になっています。ですから、これはやはり地方自治体、市町村のそれぞれの担当にもしっかりと周知を、179市町村がそろってこういう取組にしていこうということを広域連合の組合としてもぜひ発信をしていただきたい。レイアウトなども工夫していただくほか、ホームページは情報は限られずに載せることができますと思います。より見やすいホームページでの公表、具体的な公表ということも引き続き求めたいと思います。この点について御答弁をお願いします。

○議長（飯島弘之） 答弁を求めます。

富樫事務局長。

○事務局長（富樫 晋） 一部負担金減免制度の広報の充実に関する御質問でございます。

先ほどの再質問への答弁の繰り返しにもなりますけれども、今後とも被保険者の皆さんが分かりやすくこの制度を理解できるように広報の充実と、それから市町村との連携強化、これをしっかりと図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（飯島弘之） 次に、熊木恵子議員。

○熊木恵子議員 南幌町議会議員の熊木恵子です。

私は、議案第6号令和7年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算について、通告に従い、一括で質疑を行います。

1番目に、マイナンバー保険証について伺います。

本予算には、令和7年度の債務負担行為として、マイナンバーカードと保険証一体化に関するコールセンター設置業務委託として457万7,000円が計上されています。

また、令和6年度補正予算では、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進等に係る周知」等のためとして、歳入には1億2,891万4,000円、歳出には「一体化の推進等に係る経費」として市町村支出金として1億2,314万6,000円等が計上されています。

昨年11月の決算議会でも質疑しましたが、従来の「紙」の健康保険証の新規発行が令和6年12月に停止されました。令和6年12月時点においてもマイナ保険証の利用率は25.42%にすぎず、12月時点まででマイナ保険証の解除件数は全国で4万5,000件に及んでおり、マイナ保険証への国民の不信や不安があらわになっていると思います。

令和6年10月時点でのマイナ保険証の登録率は62%であり、全人口のうち約4割が登

録しておらず、従来の保険証を存続させれば、新たに資格確認書を発行する手間も必要もないと思います。

そこで、2点伺います。

1 番目に、北海道後期高齢者医療広域連合でのマイナ保険証の利用率と登録率について、2 つ目は、北海道後期高齢者医療広域連合での解除件数について伺います。

大きな2 つ目には、短期保険証の交付について伺います。

改定マイナンバー法で紙の保険証の廃止が決められたことに伴い、国保や後期高齢者医療制度において保険料滞納者に対して発行されていた短期保険証も廃止されることになりました。滞納者に対して「10 割負担」をさせるペナルティーは残され、「資格確認書」が発行されることとなりますが、短期証が廃止されたことで、いきなり 10 割負担になるのではないかと懸念されます。

そこで、2点伺います。

1 番目に、北海道後期高齢者医療広域連合での滞納者数と短期保険証の交付者を伺います。国民健康保険法の改定によって、保険者は滞納制裁の前に納付の勧奨や相談機会の確保、その他の保険料の納付に資する取組を行う義務が生じていますが、保険者からはどのような声があったのか、実態について伺います。

2 つ目に、滞納者の受療権の侵害を起ささないために、どのような方策を取られるのか伺います。

大きな3 つ目、会計年度任用職員の待遇について伺います。

医療会計予算の歳出には、一般管理費として会計年度任用職員の報酬が 2,080 万 3,000 円計上されています。この間、国が会計年度任用職員の任用においては連続2 回とする旨を示していたことから、各自治体においても連続2 回までという規定が多くありました。昨年、国はこの規定を見直したことから、道内の自治体でも任用回数の上限を廃止する動きがあり、北海道でも令和7 年1 月24 日に任用回数の上限は廃止することを公表しています。

そこで、2点伺います。

1 番目に、北海道後期高齢者医療広域連合の会計年度任用職員の人数。

2 番目に、任用回数の上限廃止についての対応を伺います。

○議長（飯島弘之） 答弁を求めます。

富樫事務局長。

○事務局長（富樫 晋） それでは、御質問、大きく3 点ございました。1 つ目にマイナンバー保険証に関する御質問、それから2 つ目に短期保険証の関係の御質問、それから最後に会計年度任用職員の待遇に関する御質問でございますが、順に御答弁申し上げます。

まず1 点目、マイナ保険証の関係で、北海道の後期高齢者医療制度におけるマイナ保険証の利用率あるいは登録率でございますが、北海道の後期高齢者医療の被保険者におきましては、確定値が公表されている最新の令和6 年11 月時点での数字でございますが、マイナ保険証利用率が22.7%、マイナ保険証の登録率が61.6%となっております。

なお、保険証の廃止につきましては12 月2 日からとなっております、実際には12 月

の数字があればいいのですが、まだ12月の確定値というのが出ておりません。ただ、速報段階ではかなり伸びているというような話はちょっと聞いているところでございますが、具体的な数字については持ち合わせておりません。

その次に、北海道におけるマイナ保険証利用登録の解除の件数でございます。北海道後期高齢者医療広域連合におきましては、昨年の11月5日からマイナ保険証の登録解除の申請を受け付けているところでございますが、直近、今年の1月末時点で解除の申請は964件ございました。

次に、大きな2つ目、短期保険証の関係でございますが、まず、そもそもの保険料の滞納者数と短期保険証の交付者数、それから納付の勧奨とか相談機会の確保、そこについてお答えいたします。

北海道後期高齢者医療広域連合における令和5年度の滞納者数は、8,224人となっております。

短期保険証につきましては、被保険者証の廃止を見据えて令和6年度より交付を行っていないところですので、現状、短期保険証を交付されている被保険者は道内にはおりません。

なお、当広域連合におきましては、現年分及び滞納繰越分について市町村に対して年3回程度の催告を行うよう方針を作成しているところでありまして、保険料を直ちに支払うことが困難である方に対しては、各市町村において実情に応じたきめ細やかな納付相談をお願いしているところでございます。

それから、滞納者の10割負担になるのではないかと、受療権の侵害を起ささないようにすべきではないかということでございます。

これまであった保険証の廃止後は、短期保険証を交付していた方と通常の保険証をお持ちであった方の取扱いに一切差異はございませんので、短期保険証交付対象者であったことをもって10割負担になるということはございません。

なお、当広域連合におきましては、医療費を10割負担とする取扱いについては、平成20年の設立以来、適用した実績はございません。

次、3点目、会計年度任用職員の待遇についての御質問でございます。

広域連合の会計年度任用職員の数につきましては、令和7年2月1日時点で合計7名、任用しております。事務補助の方5名と、それから専門職員としての保健師2名、合計7名でございます。

それから、任用回数の上限の廃止に関する広域連合の今後の対応についてでございます。

当広域連合におきましては、現状、再度の任用は2回を限度とするようにしておりますが、今回の総務省からの通知を受けまして、任用回数の上限を撤廃することにつきまして、北海道とか、あるいは近郊の市町村の状況を注視しながら、今後、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（飯島弘之） これで質疑を終わります。

（熊木議員 挙手）

○議長（飯島弘之） 質疑ございますか。熊木議員。

○熊木恵子議員 ありがとうございました。ちょっと再質疑させていただきます。

利用率、登録率の数値については分かりました。

昨年の12月25日に広域連合で北海道社会保障推進協議会と懇談をされて、その出された意見を私、読みましたけれども、そこの中では、マイナ保険証、健康保険証の廃止についても様々な多くの意見が出されていました。それについて一つ一つ広域連合としては回答しています。多くの方の不安の声というのが寄せられているということに対しての回答もあったのですが、いまだにやはりまだ世論の中では不安だという声は多くあります。

それで、数値について報告がありましたけれども、この数値をどう見るかということと、それから解除件数についても1月の末時点で964件、これは結構大きなものだと思います。

そこで伺いますけれども、解除に当たっては理由を記入するということになっていると思いますけれども、それはどのような内容であったのか、そこを詳しくお願いしたいと思います。

また、短期保険証の交付については、先ほど8,257人ということでお話がありました。短期保険証の交付者数が116人ということでしたけれども、その数字についても広域連合としてはどのように考えているのか、それをちょっと伺っておきたいと思います。

10割負担をいきなりさせることはないという先ほどの御答弁だったのですが、滞納せざるを得なくなった保険者からは、やっぱり立場が大変弱いということもあって、すごい不安を抱えています。そのようなことで、やはり不安を払拭するということがすごく大事になるかと思っています。そういう意味では広域連合としては、先ほど広報のこともありましたけれども、どのように保険者に対して広報していくのか、その辺の見解を伺いたいと思います。

また、会計年度任用職員については7名ということで、検討していくという答弁でしたけれども、これは令和7年の4月から実施ということになるのか、その時期について、もし明確に決まっているのであればお答え願いたいと思います。

以上です。

○議長（飯島弘之） 答弁を求めます。

富樫事務局長。

○事務局長（富樫 晋） 御答弁申し上げます。

まず、マイナ保険証の利用登録の解除の主な理由でございますが、多いものとしたしましては、「マイナ保険証を利用しての受診がなかなか難しい」という声、それから「情報漏えいに対する不安」「紙の保険証を利用したい」「施設入所中であり紙の保険証が必要」、このようなものが主な理由でございます。

それから、次に短期保険証の関係でございますが、御質問の中で滞納者の数8,224人あるいは短期保険証の交付実績116人という数字は、これは令和6年ではなくて令和5年の数字かと思っています。それで、令和6年につきましては、短期証については発行しておりま

せんので、短期証の交付実績はゼロでございます。

それで、10 割にならないことの広報なのですが、そもそも 10 割の実績自体がございませんので、その必要があるかどうかも含めてちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

最後に、会計年度任用職員の関係でございますが、具体的にいつからということが決まっているのかということでございますが、早ければ令和 7 年の 4 月 1 日からの任用職員に適用できないかどうか検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（飯島弘之） 熊木議員。

○熊木恵子議員 ちょっと今、答弁いただきましたけれども、伺います。

短期保険証はゼロ人だということでは分かりました。私、先ほどちょっと間違っていましたけれども、滞納者数が 8,224 人という答弁でした。

マイナ保険証のことについて、先ほどの調査の中では、受付が難しいとか、いろいろ主な理由ということでお答えいただきましたけれども、やはり今そういう声はまだ残っているということでは、それは不安を払拭するということでは、すごく大切なことだと思います。12 月 2 日に紙の発行がなくなったということでは分かりますけれども、今なおそういう声があるということは、しっかり後期高齢者医療広域連合としても考えていかなければならないと思いますので、それはぜひ検討してほしいと思います。

あと、会計年度任用職員については、令和 7 年の 4 月から実施ということで確認いたしました。

それで、高齢者を取り巻く社会状況というのは、本当に厳しいものだと思います。度重なる物価の高騰や、また、年金のみの受給に頼っているという高齢者がほとんどではないかと思います。その高齢者にとっては大きな痛手となっているというのが現状だと思います。

75 歳以上を切り離して後期高齢者医療制度がつくられました。今まで健康に暮らしていた方も、年齢が上がるにつれて病気になるという確率は高くなって、医療機関にかかる割合も多くなるというのは、全く当然のことだと思います。マイナンバー保険証は利用しづらいという先ほどの声もあったように、紙の保険証で何の不利益もなかったのになぜ強制されるのかといった声が大きくなって、本当に社会問題になっています。私は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような社会であってほしいと望むものです。そして、北海道後期高齢者医療広域連合議会でも、それを求めていくということが大事なことで思っています。

最後に、広域連合として北海道の後期高齢者の暮らしや医療を受ける受療権を守るために、より一層の努力をすることが求められると思いますけれども、見解を伺います。

○議長（飯島弘之） 答弁を求めます。

富樫事務局長。

○事務局長（富樫 晋） 御答弁申し上げます。

我々の役目というのは、そもそも後期高齢者医療制度を安定的に運営していくということと、あとは被保険者の皆様が安心して医療を受けられるようにするというのが大きな使命でございますので、当然その使命に基づいて我々やっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（飯島弘之） 以上で、質疑を終わります。

これより、議案第6号に対する討論を行います。

通告がありますので、発言を許します。

杉野智美議員。

○杉野智美議員 帯広市議会の杉野智美です。

ただいま上程されました議案第6号令和7年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算について、反対の討論を行います。

25年度の保険料率は、均等割額5万2,595円、所得割率は11.79%で、軽減後の保険料でも7万6,838円です。北海道の後期高齢者医療事業概要書によりますと、2008年の制度発足時の平均保険料は6万4,162円でした。実に120%も上昇をしています。一方で、公的年金は来年度も物価高に追いつかずに実質的に目減りし、主食である米や灯油の高騰も収まる気配が見えないなど、道内の後期高齢者の生活実態は大変厳しいものがあります。

政府は今年8月には高額療養費制度や外来特例の上限金額の見直しを行うとしておりますが、22年10月から窓口負担が2割となった方々への配慮措置も今年9月末で終わることになっています。

昨年11月に行われました医療保険部会においても、今回の見直しに関しては、受療行動の変化によって状況の悪化を招かないようにとの意見も付されております。

これ以上、後期高齢者に対する負担を増やすのではなく、保険料と窓口負担の軽減など、北海道の後期高齢者の命と健康を守る施策を求めて、反対の討論といたします。

○議長（飯島弘之） 以上で、討論を終わります。

これより、採決に入ります。

採決は、分割により行います。

まず、議案第4号北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第5号令和7年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算の2件を一括採決いたします。

議案第4号及び議案第5号の2件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯島弘之） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４号及び議案第５号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号令和７年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算について採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第６号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（飯島弘之） 起立多数であります。

したがって、議案第６号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第７号

○議長（飯島弘之） 次に、日程第１０ 議案第７号北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白戸議員。

○白戸昭司議員 ただいま上程されました議案第７号北海道後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例の一部を改正する条例案につきまして御説明をいたします。

改正の内容でございますが、「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の制定に伴い、懲役を廃止し、これに代えて拘禁刑へ改正する必要があることから、文言の改正を行うものであります。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定に伴い、引用条文の条ずれの改正を併せて行うものであります。

以上で、ただいま上程されました議案についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（飯島弘之） 質疑、討論の通告はありませんので、これより議案第７号を採決いたします。

議案第７号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（飯島弘之） 異議なしと認めます。

したがって、議案第７号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議会運営委員会所管事務調査について

○議長（飯島弘之） 次に、日程第１１ 議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りします。

閉会中における議会運営委員会所管事務調査について、委員長より議会運営について調査したいので、承認されたい旨の申出がございました。

そのとおり付議することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯島弘之） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

◎閉会宣言

○議長（飯島弘之） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

令和7年第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会は、これをもって閉会いたします。

午後3時21分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 飯 島 弘 之

署名議員 桜 井 恒

署名議員 上 村 賢